

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日またはその翌日)

告 示

鳥取県告示第八百二十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示
 - 青少年に有害な図書類の指定
 - 保険医療機関等の指定
 - 保険医の登録
 - 土地改良区の役員の就任
 - 土地改良区の役員の就退任（二件）
 - 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 選 管 告 示
 - 選挙管理委員会の招集
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
 - 政治団体の解散の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 公 告
 - 林業改良指導員資格試験の実施

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別 表示された発 行所名
		題 名	号 数		
2053	雑誌その他 の刊行物	イブダラックス マボウチの愛撫	性器愛撫法 創刊3号	E V 1 9 - E	テリス出版
2054	"	猥褻写真 桃色写真	創刊3号	F H 1 1 A	テリス出版
2055	"	奥まで挿入 愛の交感図		F G 1 7 L	Do 企画
2056	"	Hilheel		H H 1 10 - E	Do 企画
2057	"	操縦7ナンバー		L F 1 9 - E	Do 企画
2058	"	MESSAGE		M E 1 9 - E	Do 企画
2059	"	扶桑天使 白衣の秘密を剥ぐ		Z D 1 9 - E	Do 企画

2060	"	熱写時代 強姦抜き身挿入	FG- TM	トライベジヨン
2061	"	シエナイゾ 貝割れ少女	SE- 9-E	トライベジヨン
2062	"	少女白書 100%イカせるぜ	SH- 10-E	トライベジヨン
2063	"	SCAT 桃色果実	ST- 9-E	トライベジヨン
2064	"	パワボーイ	雑誌コー ト 07814 8/15	株式会社蒼竜社
2065	"	漫画カルメン 9月号	雑誌コー ト 086 8-1-9	株式会社蒼竜社
2066	"	漫画エロトラフ 9月号	雑誌 1832 8-9	株式会社蒼竜社
2067	"	漫画ダイナマイト 9月号	雑誌 0597 9-9	長口出版株式会社
2068	"	漫画ラプタツク 9月号	雑誌コー ト 086 57-9	辰巳出版
2069	"	漫画聖少女館 9月号	雑誌 0865 8-9	ミノオン出版
2070	"	ぬえた若妻	雑誌 03694- 8/31	傑登倉出版社
2071	"	漫画スカット 9月号	雑誌 0838 9-9	かのり書房
2072	"	漫画ハーレム 9月号	雑誌 0866 1-9	傑セブン新社
2073	"	漫画ローレンス淫書 9月号	雑誌コー ト 183 87-9	株式会社綜合図書
2074	"	MORNING AFTER	FG- ア4	なし
2075	"	おいしい本番料理法	FG- ア5	アリス出版

2076	"	SCREW 9月号	雑誌 1547 7-9	株式会社ラン出版
2077	"	ザ・ベスト 9月号	雑誌コー ト 140 03-9	KKベストセラー
2078	"	スコラ NO.80	雑誌 2111 2-8/8	スコラ講談社
2079	"	アクションカメラ 9月号	雑誌 0145 5-9	ワニマガジン社
2080	"	週刊実話 8月15・22日 合併号	雑誌 2032 4-8/22	徳日本ジャーナル出版

鳥取県告示第八百二十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二條の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河瀬歯科医院	鳥取市西町二丁目一〇三一一	昭和六十年八月七日
五臓巴薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四一一三	昭和六十年八月一日

足立歯科医院	境港市上道町一九八九	"
有限会社たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	"
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	"
稲垣歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一八四一	昭和六十年八月二日
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二一五	昭和六十年八月一日

鳥取県告示第八百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松岡浩平	鳥医第三、三〇二号	昭和六十年七月二十四日

鳥取県告示第八百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中浜地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

監事 熊 本 浩 境港市 中野町三〇六

昭和六十年四月八日就任 任期昭和六十二年四月六日まで

鳥取県告示第八百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 野坂 松 衛 米子市石州府四三三

" 高橋 定 " 四四三

" 高橋 誠 治 " 四三一

野 坂 友 次 四五四
 高 橋 順 四二一
 野 坂 智 賀 雄 四四八
 角 田 実 西伯郡岸本町押口一一〇
 金 澤 昭 正 一一二
 西 澤 道 幸 一六六
 山 下 精 三三八
 山 中 聲 西伯郡岸本町押口一一一
 高 橋 孝 明 福万五九四一
 古 前 金 雄 米子市石州府四〇八
 監 事

昭和六十年七月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

野 坂 松 衛 米子市石州府四三三
 高 橋 定 四四三
 高 橋 誠 治 四三一
 野 坂 友 次 四五四
 高 橋 順 四二一
 梅 林 喜 男 四四一
 大 前 広 光 四二二
 角 田 実 西伯郡岸本町押口一一〇
 金 澤 昭 正 一一二
 西 澤 道 幸 一六六
 山 下 精 三三八

監 事 古 前 金 雄 米子市石州府四〇八
 高 橋 孝 明 福万五九四一
 山 中 馨 西伯郡岸本町押口一一一
 昭和六十年七月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第八百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

竹 田 鉄 雄 西伯郡名和町大字西坪六五
 金 田 行 夫 大字豊成九四五
 小 西 紀 緒 五七六一
 林 原 繁 康 一〇一九
 松 井 利 三 雄 大字西坪二四〇
 中 村 則 夫 大字東坪一一四二
 田 宮 亨 大字小竹七〇四
 入 江 得 吉 大字倉谷五八六
 山 田 若 義 大字東坪二〇三
 上 村 熊 宣 大字豊成四八五

" " 中村 公 大字小竹三九八
 " " 日野 敏之 大字西坪四七四一四
 監事 林原 徳平 大字豊成四九二
 " " 臼田 由明 大字東坪八八六
 " " 徳永 幹 大字倉谷五九七一
 " " 山下 達雄 大字西坪一六五
 昭和六十年七月十三日退任

就任した役員の名及び住所

理事 竹田 鉄雄 西伯郡名和町大字西坪六五
 " " 金田 行夫 大字豊成九四五
 " " 林原 富三郎 六五八
 " " 林原 繁康 一〇一九
 " " 松井 利三雄 大字西坪二四〇
 " " 中村 則夫 大字東坪一一四二
 " " 枝谷 拓弥 大字小竹六二五一
 " " 入江 得吉 大字倉谷五八六
 " " 山田 若義 大字東坪二〇三
 " " 上村 和義 大字豊成一六〇一一
 " " 中松 公 大字小竹三九八
 " " 山下 達雄 大字西坪一六五
 監事 野口 駒治朗 大字豊成九八三
 " " 井上 節夫 大字東坪二七三
 " " 徳永 幹 大字倉谷五九七一

" 西山 安治 " 大字西坪一三七
 昭和六十年七月十四日就任 任期四年

鳥取県告示第八百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月七日 鳥取県指令受都計第百九十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成南町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古豊千五六一一二

ウベハウス中海工業株式会社

代表取締役 永瀬正治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和六十年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十年八月二十日(火)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 明るい選挙推進月間について

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県軽自動車支部	景山 良臣	田邨 栄久	鳥取市丸山町二四八一二	昭和六十年七月二日	政党の支部
自由民主党鳥取県自動車販売支部	岡垣 彰	山本 武生	鳥取市丸山町二二三一五	"	"

自由民主党鳥取県食糧支部

中村 昇

田中 郁夫

鳥取市南吉方一丁目八一

"

その他政治団体

表雅男後援会

小浦 敏明

西谷 晃

倉吉市上井六〇一

昭和六十年七月一日

"

橋本財蔵後援会

秋田 清司

渡辺 治信

倉吉市福庭三〇一

昭和六十年七月二日

"

こだま会

多賀 豊美

石井 融

鳥取市吉成五一〇

昭和六十年七月十日

"

ふく一後援会

福井 良治

金森 光枝

倉吉市福庭三一〇

"

"

安田眞一郎後援会

鈴木 昭夫

中村 博信

東伯郡三朝町大字穴鴨五三〇

昭和六十年七月七日

"

藤井十成後援会

重信 哲文

藤井 傳治

東伯郡三朝町大字大瀬一二〇一

昭和六十年七月十五日

"

松村喬成後援会

牧田 禎

岩本 君美

東伯郡三朝町大字山田二五〇

昭和六十年七月三十日

"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日	備考
自由民主党鳥取県自動車整備支部	名 称	自由民主党鳥取県自動車整備支部	自由民主党鳥取県自動車整備支部	昭和六十一年七月二日	政党の支部
八渡吉永後援会	代表者の氏名	福井 徳助	福井 照典	昭和六十一年七月十日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大日本民族青年運動協議会因幡青年隊	村上 和行	浜沢 勝則	鳥取市秋里四一九	昭和六十一年七月十四日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 大日本民族青年運動協議会因幡青年隊

報告年月日 昭和60年7月24日

(昭和60年7月21日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

公 出

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、昭和60年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和60年8月13日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は昭和61年11月27日までに卒業する見込みの者
- (2) 短期大学又は昭和38年農林省告示第126号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、昭和60年11月28日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
 - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
 - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- (3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後昭和60年11月28日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

2 試験の日時

筆記試験 昭和60年11月28日（木）9時から
口述試験 昭和60年11月28日（木）13時から

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庁第26会議室及び第27会議室

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。
- (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

必要項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械のうち一項目

- (3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

5 受験手続

受験者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより、受験願書を知事に提出すること。

- (1) 受付期間

昭和60年 9月19日 (木) から10月 9日 (水) まで (郵送の場合は書留郵送とし、昭和60年10月 9日 (水) までの消印のあるものは有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。)

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県農林水産部造林課

(3) 添付書類

ア 履歴書

イ 1の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 1の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 1の(3)に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定合格証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書
オ 写真 (最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は還付しない。

7 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合

格者には合格した旨を通知する。

8 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課 (電話0857—26—7307) 又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、60円切手を同封すること。